第八号中「第三号」を「第五号」に、「別表第二及び別表第三」を「別表第三及び別表第四」に、「、第六号、第七号、第十号、第十一号、第十四号又は第十五号」を「、第八号から第十号まで、第十三号から第十五号まで、第十八号又は第十九号」に改める。

第九号イ中「第一条第四号」を「第一条第六号」に、「別表第四」を「別表第五」に、「第八号又は第十二号」を「第十一号又は第十六号」に、「、第二号（三級居宅介護従業者を除く。）、第六号（三級相当研修課程修了者を除く。）、第十号（三級訪問介護員を除く。）、第十四号（三級相当研修課程修了者を除く。）、第十六号」を「から第三号まで、第八号、第十三号、第十八号、第二十号」に、「第十七号」を「第二十一号」に、「又は第十八号」を「又は第二十二号」に改め、同号ロ中「、第二号（三級居宅介護従業者を除く。）、第六号（三級相当研修課程修了者を除く。）、第十号（三級相当研修課程修了者を除く。）、第十四号（三級訪問介護員を除く。）、第十六号」を「から第三号まで、第八号、第十三号、第十八号、第二十号」に、「第十七号」を「第二十一号」に、「又は第十八号」を「又は第二十二号」に改める。

第十号イ中「第一条第二号（三級居宅介護従業者に限る。）、第六号（三級相当研修課程修了者に限る。）、第十号（三級相当研修課程修了者に限る。）、第十四号（三級訪問介護員に限る。）又は第十五号」を「第一条第四号、第九号、第十四号又は第十九号」に改め、同号ロ中「第一条第二号（三級居宅介護従業者に限る。）、第六号（三級相当研修課程修了者に限る。）、第十号（三級相当研修課程修了者に限る。）、第十四号（三級訪問介護員に限る。）又は第十五号」を「第一条第四号、第九号、第十四号又は第十九号」に改める。

第十一号中「、第二号（三級居宅介護従業者を除く。）、第五号、第六号（三級相当研修課程修了者を除く。）、第九号、第十号（三級相当研修課程修了者を除く。）、第十三号若しくは第十五号」を「から第三号まで、第七号、第八号、第十二号、第十三号、第十七号又は第十九号」に、「訪問介護員基準別表第二」を「介護保険法施行規則第二十二条の二十三第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準（平成十八年厚生労働省告示第二百十九号）別表」に改め、「又は居宅介護従業者基準第二条の規定により読み替えられた訪問介護員基準別表第三に定める内容に相当するもの以上」及び「又は第十四号に掲げる者のうち三級訪問介護員以外の者」を削る。

第十二号中「第一条第五号、第九号又は第十三号」を「第一条第七号、第十二号又は第十七号」に改める。

○厚生労働省告示第百六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日　厚生労働大臣　田村　憲久

第一号イの⑹中「実務者研修修了者」という。）」の下に「介護保険法施行規則の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第二十五号）による改正前の」を、「及び」の下に「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものの一部を改正する告示（平成二十五年厚生労働省告示第百四号）による改正前の」を加え、「。以下「居宅介護従業者基準」という。」を削る。

第八号イの⑹中「居宅介護従業者基準第一条第四号」を「指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの第一条第六号」に、「居宅介護従業者基準別表第五」を「同告示別表第六」に改める。

○厚生労働省告示第百七号

労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）別表第六プレス機械作業主任者技能講習の項受講資格の欄第二号の規定に基づき、プレス機械作業主任者技能講習規程（昭和四十七年労働省告示第百一号）の一部を次のように改正し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日　厚生労働大臣　田村　憲久

第一条第五号中「指導員訓練のうち、」の下に「職業能力開発促進法施行規則別表第八の訓練科の欄に掲げる機械システム工学科の訓練、職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（平成二十年厚生労働省令第六十一号）による改正前の」を加える。

○厚生労働省告示第百八号

労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十三条の二第一項の規定により、同法第三十八条第一項の特別特定機械等について、製造時等検査の業務を次のように都道府県労働局長が自ら行うものとするので、同法第百十二条の二第一項（第五号に係る部分に限る。）及び労働安全衛生法及びこれに基づく命令に係る登録及び指定に関する省令（昭和四十七年労働省令第四十四号）第一条の十一の規定に基づき告示し、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日　厚生労働大臣　田村　憲久

自ら行うものとする都道府県労働局長の名称	自ら行うものとする年月日	自ら行うものとする製造時等検査の業務の範囲	自ら行うものとする期間
全ての都道府県労働局長	平成二十五年四月一日	ボイラー（小型ボイラーを除く。）及び第一種圧力容器（小型圧力容器を除く。）に係る製造時等検査の業務の全部	一年間

○厚生労働省告示第百九号

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令第一号）第百九十四条の規定に基づき、消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準（平成二十一年厚生労働省告示第四百四十五号）の一部を次のように改正する。ただし、この告示による改正後の消費生活協同組合における共済計理人の確認の基準は平成二十五年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る事項に関する共済計理人の職務について適用する。

平成二十五年三月二十九日　厚生労働大臣　田村　憲久

第九条第三項中「資産運用に係るリスクに相当する額」を「共済リスクに相当する額及び資産運用リスクに相当する額として、次の算式により計算した額」に改め、同項に次のように加える。

$[(R_1)^2+(R_4)^2]^{1/2}+R_2$

備考　この算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

R_1　一般共済リスク相当額（消費生活協同組合法施行規程（平成二十年厚生労働省告示第百三十九号。以下「規程」という。）第四条の五第一項第一号に掲げる額をいう。）

R_2　巨大災害リスク相当額（規程第四条の五第一項第二号に掲げる額をいう。）

R_4　資産運用リスク相当額（規則第百六十六条の三第三号に掲げる額をいう。）

第十二条第三項に次の一号を加える。

六　共済契約において引き受けるリスクの保有及び出再に係る方針の見直し（実現可能と判断できるものに限る。）

○厚生労働省告示第百十号

厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第二条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める状態等にある者は、平成二十五年九月三十日までの間、保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号）第九号に掲げる者のほか、住居の損壊その他の東日本大震災に起因するやむを得ない事情により保険医療機関からの退院に著しい困難を伴う患者を含むものとし、平成二十五年四月一日から適用する。

平成二十五年三月二十九日　厚生労働大臣　田村　憲久